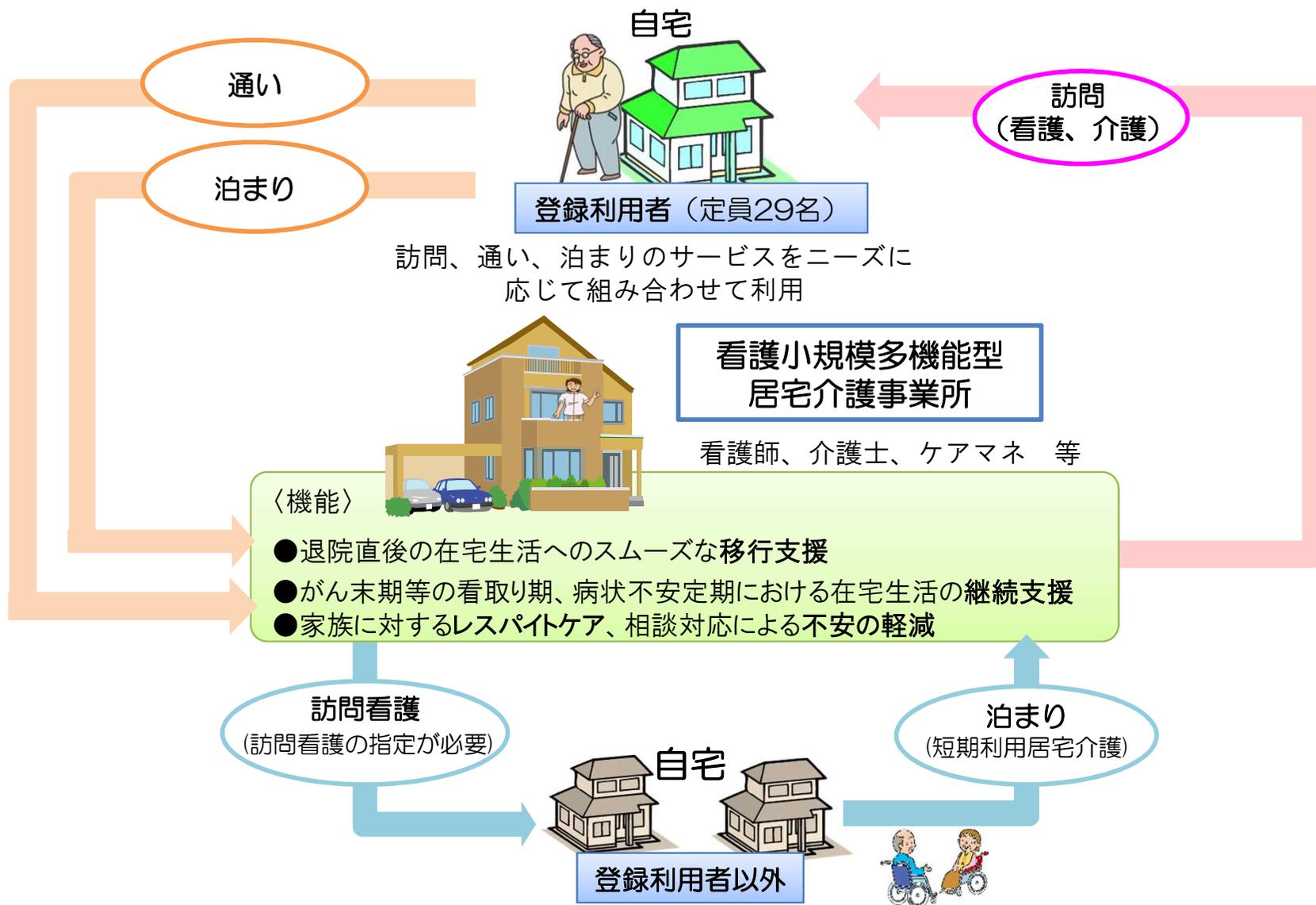


看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。



看護小規模多機能型居宅介護の人員基準

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所	
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師	本体事業所の代表者	
管理者		認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師 常勤専従かつ管理上支障が無い場合、一体的な運営をしている認知症対応型共同生活介護事業所等との兼務可能	本体事業所の管理者が兼務可能	
従業者の員数	日中	通いサービス 常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師	
		訪問サービス 常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 サテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	
	夜間	夜勤職員 時間帯を通じて1以上	※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は置かないことができる	時間帯を通じて1以上 ※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は置かないことができる
		宿直職員 宿直勤務に必要な数以上		本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしている場合、訪問看護ステーションの人員基準を満たすことで上記基準も満たすものとみなす	常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師1人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、出張所としての要件を満たす場合、一体的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定できる
	ケアマネージャー		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者	本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者をおくことができる

看護小規模多機能型居宅介護の設備基準等

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所	
登録定員		29人以下	18以下	
利用定員	通いサービス	登録定員の2分の1から15人まで ※登録定員が25人を越える場合 (登録定員) (利用定員) 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人	登録定員の2分の1から12人まで	
	宿泊サービス	通いサービス利用定員の3分の1から9人まで	通いサービス利用定員の3分の1から6人まで	
設備・備品等	事業所	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等		
	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ		
	宿泊室	個室	定員：1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人 床面積：7.43平方メートル以上 ※病院又は診療所の場合6.4平方メートル以上	診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる
		個室以外	床面積：7.43平方メートル×(宿泊サービス利用定員－個室の定員)以上 ※プライバシーが確保された居間は、宿泊室の面積に含めることができる 構造：プライバシーが確保されたもの	
立地	利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域等			

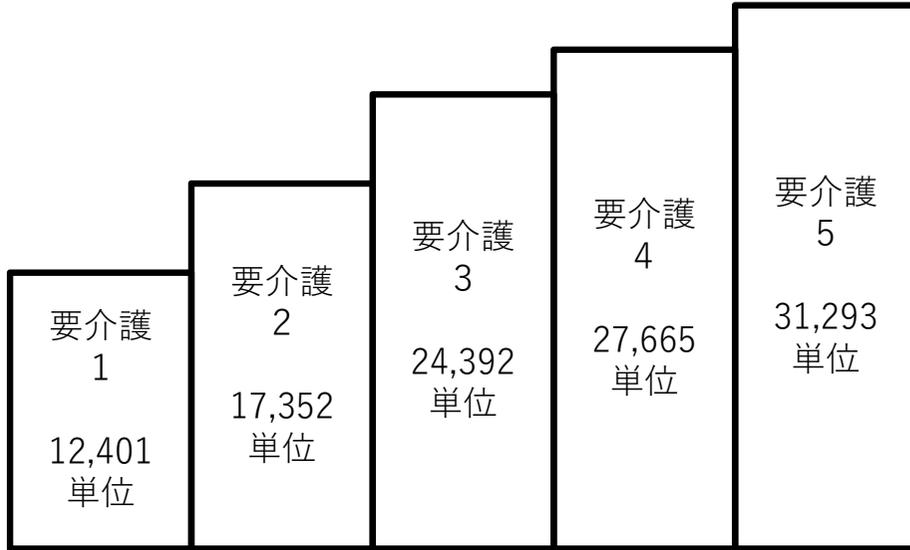
サテライト型事業所

- サテライト型事業所の本体となる事業所は緊急時訪問看護加算の届け出事業所に限る
- 本体事業所1に対するサテライト型事業所は、最大2箇所まで
- 本体事業所とサテライト型事業所との距離：自動車等による移動に要する時間がおおむね20分未満
- サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問（看護・介護）機能は必要
※本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の利用者が本体事業所に宿泊することも可能

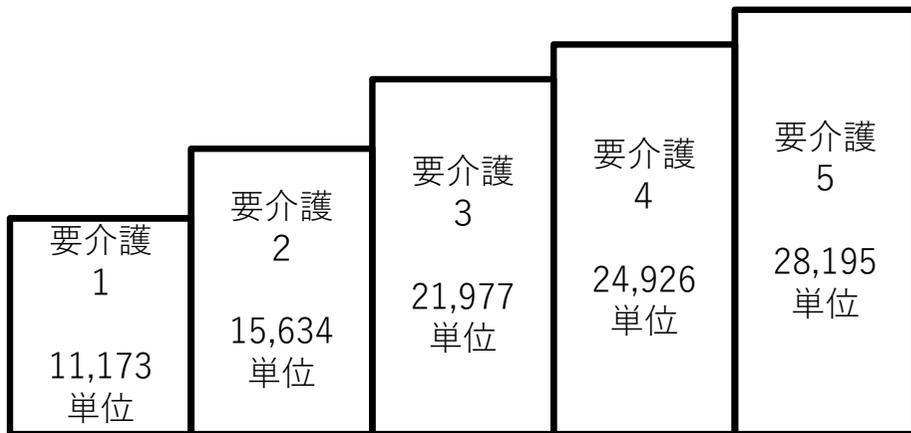
看護小規模多機能型居宅介護の報酬（1月あたり）

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合



（2）同一建物居住者に対して行う場合



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算

登録日から30日以内のサービス提供【初期加算】
(30単位/日)

特別な管理の評価【特別管理加算】
(Ⅰ:500単位/月、Ⅱ:250単位/月)

24時間の訪問看護対応体制を評価【緊急時訪問看護加算】
(574単位/月)

栄養スクリーニング加算(6月に1回)
(5単位/月)

認知症加算
(Ⅰ:800単位/月、Ⅱ:500単位/月)

若年性認知症利用者受入加算
(800単位/月)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

- ・介護福祉士5割以上:640単位
- ・介護福祉士4割以上:500単位
- ・常勤職員等:350単位

訪問看護体制減算
(▲925単位/月～▲2,914単位/月)

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護を行う場合であって、本体事業所又はサテライト事業所が訪問看護体制減算を届け出ている場合【サテライト体制未整備減算】
(▲3%/月)

サービスの提供が過少である事業所
(▲30%/月)

ターミナルケア加算(2,000単位/月)

訪問(介護)サービスの推進【訪問体制強化加算】
(1,000単位/月)

医療ニーズに重点的に対応する体制を評価【看護体制強化加算】
(Ⅰ:3,000単位/月、Ⅱ:2,500単位/月)

退院時、医師等と共同指導した場合【退院時共同指導加算】
(600単位/回)

総合マネジメント体制強化加算
(1,000単位/月)

中山間地域等の居住者へのサービス提供加算
(+5%/月)

介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)10.2% (Ⅱ)7.4% (Ⅲ)4.1%
(Ⅳ)加算Ⅲ×0.9 (Ⅴ)加算Ⅲ×0.8

介護職員等特定処遇改善加算
(Ⅰ)1.5% (Ⅱ)1.2%

末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施
(▲925単位/月～▲2,914単位/月)

特別指示による医療保険の訪問看護の実施
(▲30単位/日～▲95単位/日) × 指示日数

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%/月)

(注) 点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外